

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年5月20日(2021.5.20)

【公表番号】特表2020-512922(P2020-512922A)

【公表日】令和2年4月30日(2020.4.30)

【年通号数】公開・登録公報2020-017

【出願番号】特願2020-504292(P2020-504292)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/3207 (2006.01)

A 6 1 B 17/22 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/3207

A 6 1 B 17/22

【手続補正書】

【提出日】令和3年4月7日(2021.4.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

血管腔の中のナビゲーションおよび血栓の血栓除去に関連して使用するための吸引カテーテル・システムであって、前記吸引カテーテル・システムは、

開口した遠位端部、および、カテーテル・ルーメンを画定する内径を有する、チューブ状のカテーテル部材と、

前記血栓を吸引するために、前記カテーテル・ルーメンの中に真空を付与するように、前記チューブ状のカテーテル部材に操作可能に連結されている真空供給源と、

回転ドライブ・システムと、

チャネルを有するフレキシブル・シャフトであって、前記フレキシブル・シャフトは、前記回転ドライブ・システムに操作可能に連結されており、前記回転ドライブ・システムに応答して回転移動するように構成されており、前記フレキシブル・シャフトは、前記チューブ状のカテーテル部材の中に少なくとも部分的に配設されており、その中の連結されていない回転運動および並進運動のために構成されている、フレキシブル・シャフトと、

前記フレキシブル・シャフトの中に少なくとも部分的に選択的に挿入されるガイドワイヤー部材であって、前記ガイドワイヤー部材および前記フレキシブル・シャフトは、集合的に、前記血管腔をナビゲートし、それに沿った前記チューブ状のカテーテル部材の並進移動を操縦するのに十分になっており、前記ガイドワイヤー部材は、前記フレキシブル・シャフトから除去可能であるように構成されている、ガイドワイヤー部材とを含む、吸引カテーテル・システム。